







#### 必要書類添付欄

ホームページ、講習計画表で必要書類をご確認のうえ、貼り付けてください。

- 本人確認のための書類の写し（本人の顔写真のある公的な身分証明書を原則とします。）
- 旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書の写し
- 受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類の写しなど

\* 申込書と一緒に提出してください。受付後返送します。

## 玉掛け技能講習 受講票

受講者	※受付番号 (記入しないでください。)	
	フリガナ	
	氏名 (自署)	
	生年月日	S・H・R 年 月 日
	現住所	〒 _____ *番地まで記入してください。
修了証送付先	<input type="checkbox"/> 所属事業所 <input type="checkbox"/> 現住所(自宅) <input type="checkbox"/> その他 *いずれかに✓してください。 <b>送付先の住所を必ず記入してください。(現住所以外の方)</b> 〒 _____	

顔写真(カラー)  
3.0×2.4cm  
1枚  
裏面に氏名記入。

※申請6ヵ月以内に撮影した正面、脱帽無背景のもの。サングラス不可。

※氏名、生年月日、現住所は修了証に記載されますので、申込書と相違ないように正確に記入してください。修了証発行後の訂正は、再交付手数料(¥1,650)が必要になります。

### 1. 講習日

1日目(学科) : 令和6年12月10日 8:00~19:30

2日目(学科・実技) : 令和6年12月11日 8:00~17:55

\* 終了時間は予定です。

### 2. 講習会場

(株)タクテック (\* 駐車場あります。)

高松市香西南町277-1 (TEL 087-881-3691)

3. **必ず時間までにきてください。遅刻、早退は認めません。所定の時間を受講しなければ、修了試験は受験できませんので、ご注意ください。**

4. 持参物 : 受講票、筆記用具(HBから2B程度の鉛筆・消しゴム・ボールペン)、電卓  
実技の日の服装は、作業服(長袖)、ヘルメット、革手、安全靴着用のこと。

5. テキストは当日お渡しします。

### <注意事項> ※2枚目の注意事項も必ずご覧ください。

- ① 開講日の前々日(土日を除く)までに連絡がなければ、受講の取消し及び受講日の変更はいたしません。受講者の変更は開講日の10日前までに連絡があれば可能です。但し、変更は1回限りです。  
2回目以降の変更、受講料の返金はいたしません。無断欠席の場合は、受講料の返金及び変更はいたしません。
- ② 学科試験は、受験した各科目の点数の合計をもって満点とし、各科目の得点が各科目の配点の40%以上であって、かつ、得点の合計が受験した科目の合計点の60%以上である場合を合格とします。実技試験は、受験した科目の点数の合計点の70%以上である場合を合格とします。不合格者は、次回の講習を1回のみ無料で再受講できます。
- ③ 記載事項を訂正する場合は、訂正印が必要です。変更・訂正がある場合は、印鑑を持参してください。

### <お申込み・問合せ先>

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4 3階 TEL 087-821-5243

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

1. 顔写真は申請前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、無背景のもの。サングラス(色付きレンズ)不可。
  2. **申込書と受講票**に写真を貼付し、必要事項をボールペンで記入して提出してください。
  3. ホームページをご確認の上、受講に必要な資格の証明書の写しを**必要書類添付欄**に貼付してください。
  4. 本人確認書類の写は、必要書類添付欄に貼付してください。  
【本人確認書類は、顔写真のある公的なものを原則とします。(自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等) 顔写真のない身分証明書の場合は2点必要です。(健康保険証、住民票(マイナンバーの記載がないもの)等)】  
外国籍の方は、在留カードの写しが必要です。
  5. **受講者氏名の漢字は、本人確認書類に記載されている同じ漢字で記入してください。(高、崎など)**  
WEB予約からお申込みされる方で、氏名の正しい漢字が入力できない場合は、手書きで修正してください。  
(例: 高→高)
  6. 旧姓・通称の併記を希望する場合は、旧姓、通称が確認できる公的書類の写しが必要です。
  7. 申込書の記載事項を訂正する場合は、受講者氏名(自署)のあとに捺印後、同じ印鑑で訂正印が必要です。  
(修正テープ使用不可) 実務経験年数の欄を訂正する場合は、事業主証明印(または第三者証明印)での訂正印が必要です。  
事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。
  8. 事務局記入欄は記入しないでください。
- ※記入していただいた各項目は、この事業以外では一切使用いたしません。